

保護者様

大阪市立大和川中学校
校長 福島 清文
担当 平山（事務室）

令和2年度(2020年度) 就学援助の申請について

平素は、本校教育活動推進にご理解とご協力をいただきありがとうございます。

さて、大阪市では子どもたちの学習が経済的な理由で妨げられることのないように就学援助制度を設けています。この制度は、子どもたちの学校教育にかかる費用について保護者の負担を軽減するためのものです。本制度の趣旨をご理解いただき、就学援助をご希望される方は、次の要項にしたがって申請書を提出してください。

「令和2年度(2020年度)修学援助のお知らせ」および申請用紙は1月下旬にお配りしていますが、必要な方は事務室までお問合せください。

※すでに今年度（令和2年度）の申請がお済みのご家庭につきましては再度の提出は不要です。

1. 申請期間 3月2日～6月30日まで

※申請区分により締切日が異なります。区分に応じた締切日までに書類を提出してください。

一般①(税情報利用)申請をされる方…5月15日(金)まで
一般②(書類審査)申請をされる方…6月30日(火)まで

2. 提出先 大阪市立大和川中学校 事務室 [〒558-0032 大阪市住吉区遠里小野2-11-4]

※教育的配慮からできるだけ保護者の方が持参または送付してください。

(郵送される場合は、学校での到着確認のため事前にご連絡ください。)

※事務室にて受付完了した際に受領書を発行しますので、必ず保管しておいてください。(受領書が発行されない場合は、受付できていない可能性がありますので、学校事務室までお問い合わせください。)

3. 提出書類 ①令和2年度(2020年度)就学援助申請書兼世帯状況票

②申請理由を証明する書類（「就学援助制度のお知らせ」をご覧ください）

《重要》申請理由②で申請される方へ

- (1) 持家・借家居住者別に所得審査基準が異なります。借家居住者の基準額で審査を受けようとする場合は、「賃貸契約書」の写し等を添付してください。
- (2) 生計を一にする世帯全員(18歳(高校在学年齢)以下の方除く)の総所得で審査します。
同一世帯の方が税の申告をしていない場合、所得額が不明であるため38万円の所得があるとみなし審査します。それにより世帯の総所得が基準額を超える場合は、市税事務所等で税の申告をしてください。(収入がない方も申告が必要です)

◎申請書への押印の際は、全て朱肉印を使用してください。(シャチハタ不可)

その他 援助金の支給額・日程等は、認定通知が郵送された後、学校よりお知らせいたします。

ご質問・ご不明な点がございましたら、お気軽にご相談ください。

大阪市立大和川中学校	事務室	TEL 06-6694-0008
大阪市教育委員会事務局	就学支援グループ	TEL 06-6115-7653